

令和 6 年度南蒲生浄化センター脱水汚泥県外運搬業務委託

整理番号 1 質疑回答

- ① 特記仕様書（13 廃棄物処理法に基づく再委託の禁止）のとおり不可です。

- ② 配車期間は R6 年 4 月、5 月ごろ及び 11 月～R7 年 3 月とし、1 日あたり 40 t に即した配車計画としてください。但し、搬入先の状況や脱水汚泥の発生量により変動する場合があります。

また、入退場時間は原則 8:30～17:15 です。

- ③ 関係法令等を遵守の上、処分先への搬入に支障がない範囲内で、受注者の費用負担によりシート養生等の対応を行うことは可能です。

- ④ 関係法令等を遵守の上、安全に作業できる簡易足場等を、受注者の費用負担により準備することは差支えありません。

なお、シート掛け場はありませんが、シートをかけるスペースはあります。

- ⑤ 荷下ろし場内での洗浄作業は不可です。

- ⑥ 事前に連絡をしていただき、日時確定後に事前確認は可能です。

令和 6 年度南蒲生浄化センター脱水汚泥県外運搬業務委託

整理番号 2 質疑回答

- ① 1 日あたり 40 t に即した台数で配車計画としてください。但し、搬入先の状況や脱水汚泥の発生量により変動する場合があります。
- ② 特記仕様書（13 廃棄物処理法に基づく再委託の禁止）のとおり不可です。
- ③ 場内での積込作業の外部発注は可能です。
- ④ 積込の再委託は可能です。
運搬の再委託は特記仕様書（13 廃棄物処理法に基づく再委託の禁止）のとおり不可です。